

福島県ソーシャルメディア活用研修 業務委託仕様書

1 委託業務の名称

福島県ソーシャルメディア活用研修業務

2 事業目的

県職員を対象として、ソーシャルメディア（X（旧 Twitter）、Facebook、Instagram、YouTube、LINE、TikTok など）の特性や適正な情報発信、リスク対応等に関する理解を深めるとともに、画像・イラスト・動画の作成テクニックを磨くなど県公式ソーシャルメディアの活用力向上や情報発信業務の効率化を図り、全庁的に、「伝わる」情報発信ができるようになることを目的とした研修会を実施する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年12月31日（木）まで

4 委託業務の内容

県職員を対象に実施する研修について、以下の業務を行う。

※受託後、各業務の実施に当たっては、「福島県情報セキュリティポリシー」等を示す本県の考え方や運用方針等を十分に理解した上で、これに則して行うこと。

（1）研修カリキュラム及び研修日程の作成

研修は令和8年11月～12月に1回実施すること。

（2）研修用テキスト等の調達、作成

受講者に配付する研修用テキスト等は、発注者と協議の上、受託者で調達・作成すること。

（3）研修の実施方法

本研修は、対面と Microsoft Teams 等を使った配信によるハイブリット形式とし、会場及び講師側の通信環境、パソコン、研修スライド等は、発注者と協議の上、受託者において準備すること。

また、発注者と協議の上決定した方法で研修全編の録画を行うとともに、県庁の視聴環境で当該動画が再生できるようにすること。当該録画データは、当該年度内に限り、本県職員の事後学習の目的で、庁内限定で利用する。

講師本人の肖像権や講義資料、映像、音声の著作権の許諾取得等、第三者が権利を有する素材を含む場合の権利処理は、受託者の責任と負担において行うこと。

(4) 受講対象者及び人数

業務でソーシャルメディアの活用を行っている部署、または実施予定部署の県職員
50～100名程度。

(5) 研修内容

本業務の目的を達成するため、下記項目を含めたカリキュラムとし、2～3時間程度の講義を実施すること。

① 第一章 各 SNS の特性と「伝わる」広報の基本について

- ・ 本県が目指す「伝える」から「伝わる」広報への転換に向けた考え方の共有
- ・ ターゲット層に応じた適切な媒体選択
- ・ 行政ホームページ等へ誘導（メディアミックス）するための投稿設計

② 第二章 危機管理リテラシー・炎上対策と実務ルールについて

- ・ 行政が陥りやすい炎上事例の説明と信頼回復のための対応手順
- ・ 一般人の写り込みへの対応、著作権・肖像権の適切な扱い
- ・ 生成 AI 利用時における著作権等のリスク回避

③ 第三章 魅力的なコンテンツ作成実践と AI 活用について

- ・ 「伝わる」ライティング技術（書き出しの工夫、スマホでの見やすさ等）
- ・ 視覚的に訴求力の高い画像・動画のデザイン加工等作成のポイント
- ・ 投稿作成における生成 AI の効果的な活用手法

④ その他（職員の理解を深めるための工夫や成果物の配布等）

- ・ クイズ等の簡易なワークショップの実施（主に②、③）
- ・ 研修後すぐに活用可能な「著作権セルフチェック表（②）」や「AI プロンプト集（③）」等の配付
- ・ 研修後一定期間、受講者の質問に対応する環境を整備する（ヘルプデスク等）

5 納品

研修の実施及び質問対応をもって成果物とする。

受託者は、研修実施後速やかに、福島県広報課の指定する方法で納品に関する書類を提出すること。

6 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・ 委託業務着手届（様式第1）
- ・ 統括責任者通知書（様式第2）

- ・ 事業計画書及び実施工程表
- ・ その他、県が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・ 完了届（様式第3）
- ・ その他、県が業務の確認に必要と認める書類

7 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

8 その他

- ・ 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、発注者の指示に従うこと。
- ・ 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、発注者の指示に従うこととする。
- ・ 発注者が特に必要と認めた場合、作業の進捗状況や履行体制等についての確認のため会議を開催するので応じること。
- ・ 受託者は、契約の履行に当たり、知り得た広報課の業務及び受講者の個人情報に関する事項について、外部に漏らしてはならない。
- ・ 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。また、この契約に定められた義務の一切を自らの責任において履行しなければならない。

令和 年 月 日

福 島 県 知 事

受託者 住所
名称
代表者

委託業務着手届

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務について、令和 年 月 日に着手しましたので
届け出ます。

記

1 委託業務の名称

福島県ソーシャルメディア活用研修業務

2 委託料の額

金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託の期間

着 手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

----- (以下、押印省略とした場合は必ず記載すること) -----

本件責任者(団体名・部署名) :

(役職・氏名) :

担 当 者(団体名・部署名) :

(役職・氏名) :

(連 絡 先) :

様式第2

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者

統括責任者通知書

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務について、統括責任者を届け出ます。

記

- 1 委託業務の名称
福島県ソーシャルメディア活用研修業務
- 2 委託の期間
着手：令和 年 月 日
履行期限：令和 年 月 日
- 3 統括責任者氏名

-----（以下、押印省略とした場合は必ず記載すること）-----

本件責任者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
担当者（団体名・部署名）：
（役職・氏名）：
（連絡先）：

様式第3

令和 年 月 日

福島県知事

受託者 住所
名称
代表者

完了届

令和 年 月 日付けで締結した下記委託業務は、令和 年 月 日に完了しましたので、届け
出ます。

記

1 委託業務の名称

福島県ソーシャルメディア活用研修業務

2 委託料の額

金 円

(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託の期間

着手 令和 年 月 日

完了 令和 年 月 日

----- (以下、押印省略とした場合は必ず記載すること) -----

本件責任者(団体名・部署名) :

(役職・氏名) :

担当者(団体名・部署名) :

(役職・氏名) :

(連絡先) :